

メキシコにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1) 輸入関税率の変更・引き上げ	<p>・2010年2月9日、一般関税率の変更とPROSECの改定に関する政令を施行。一般関税率に関しては、2012年1月以降は一部品目(5%)を除き、0%となる予定。(但し、2010年1月1日に関税撤廃となっていた鋼材が、品目に応じて3%、5%、7%の何れかとなった。)</p> <p>2011年1月1日、PROSEC(自動車向け3%、電器向け5%、電子向け0%等の優遇関税が適用されるスキーム)に関しては、2010年2月10日に一般関税が変更となった品目について、PROSEC対象から削除された。これによって、一部の鋼材で日墨EPAに基づく用途別免税制度を活用することとなる。</p> <p>2012年1月1日、2010年2月9日に施行された政令に従って、一般関税率が0%に引き下げ。</p> <p>2012年2月、全国鉄鋼会議所(CANACERO)、全国金属機械工業労働者組合(SNTIMMSA)が2012年からMFN関税を概ねゼロとすることを定めた</p> <p>2010年2月9日付官報公示政令の適用停止を求めるアンパロ(違憲訴訟)を起こした。</p> <p>2012年6月29日、関税撤廃措置の執行停止裁定の判決が確定。裁判所は経済省に対し、2011年時点の関税率に戻すことを命じた。</p> <p>2012年8月1日、2010年2月9日に引き下げられた一般関税率を0%から3%に引き上げた。</p> <p>2015年10月8日、スラブ、厚板、熱延鋼板、冷延鋼板、線材など97品目の一般関税を180日間15%へ引き上げ。</p> <p>2016年4月5日、同措置をさらに180日間延長。</p> <p>2016年10月7日、同措置をさらに180日間延長。</p> <p>2017年4月6日、同措置をさらに180日間延長。</p> <p>(メキシコ経済省、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品(HS72類97品目)に対する暫定輸入関税15%について適用期間を2017年10月3日まで延長)</p> <p>(対応)</p> <p>・2015年10月7日、メキシコ経済省、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品に対して暫定輸入関税15%を賦課(2015年10月8日から2016年4月4日まで適用)。</p> <p>・メキシコ経済相は、2015年10月8日以降180日間暫定措置として、HS72類に属するスラブ、厚板、熱延鋼板、冷延鋼板、線材などの鋼材97品目の一般関税率を現行の0%から15%へ引上げた。一方で、かかる引き上げによる競争力への影響を軽減するため、電気、電子、自動車業界に対しては、HS番号ベースで10品目を新たに産業分野別生産促進プログラム(PROSEC)の対象品目に加えることで、当該業種の競争力低下を緩和するとした(2015年10月7日付官報公示政令第1条及び第2条)。但し、本一般関税引き上げ措置は日墨EPAの特恵関税には適用されないため、日墨EPAに基づくHS72類の日本製の鋼材を無税でメキシコに輸出することができる。</p> <p>・メキシコ経済省は、2016年4月4日付官報公示政令第1条に基づき、鉄鋼97品目への一般関税率を暫定的に15%に引き上げる措置を、2016年4月5日からさらに180日間継続することとした。2016年10月8日に再延長、2017年4月6日に3度目の延長、2017年10月17日、180日間の4度目の延長。産業分野別生産促進プログラム(PROSEC)の無関税品目リストについても同様。日本からの輸入については、日本メキシコ経済連携協定(日墨EPA)の活用で引き続き無関税扱い。</p> <p>・2016年4月4日、メキシコ経済省は、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品に対する暫定輸入関税15%について適用期間を2016年11月1日まで180日延長。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・墨輸出入一般関税法 ・PROSEC ・日墨EPA ・2015年10月7日付の官報公示政令第1条 ・2016年4月6日付官報公示政令第1条 ・鉄鋼97品目の一般関税率15%を再々延長する政令第1条(2017年4月6日付官報公示) <p>http://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5478955&fecha=06/04/2017</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2016年4月6日、メキシコ経済省は、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品(HS72類97品目)に対する暫定輸入関税15%について適用期間を2017年10月3日まで180日延長。 2016年10月7日、メキシコ経済省、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品に対する暫定輸入関税15%について適用期間を2017年4月6日まで180日延長。 2017年4月6日、メキシコ経済省は、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品(HS72類97品目)に対する暫定輸入関税15%について適用期間を2017年10月3日まで180日延長。 2017年10月17日、メキシコ経済省は、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品(HS72類97品目)に対する暫定輸入関税15%について、適用期間を2018年4月15日まで180日延長(4度目)。 2019年3月25日、メキシコ経済省は、一部鉄鋼製品(HS72類・73類)186品目の輸入関税(MFN税率)を15%に一時引き上げ。2019年3月26日から9月22日まで再適用(官報告示日の翌日から180日間)。 2019年9月20日、メキシコ経済省は、一部鉄鋼(HS72類)・鉄鋼製品(HS73類)・アルミニウム及びその製品(HS76類)229品目(HTS8桁)の輸入関税率を修正(2019年9月22日より適用)。 		
	日機輸	(2)	関税分類の変更による高輸入関税賦課	<p>2013年半ば、メキシコ税関当局は、太陽光パネル(完成品)の輸入に対する関税分類基準を見直し、従来のHSコード「85.41 太陽光パネル」(無税)を「85.01 発電機」(15%)に変更。</p> <p>当局は、変更の理由は「ダイオードを含むため」とするのみで、当社の「バイパスダイオードは発電機能を有さず当局指摘のダイオードとは異なる」との主張を斟酌することなく否定。また、太陽光パネル国内産業が極めて限定的な規模であるにも拘らず、「国内産業振興」を目的として関税を課すことは不合理。</p>	太陽光パネルに係る関税分類を従来どおり「85.41 太陽光パネル」(無税)に戻されたい	
	日鉄連	(3)	アンチダンピング措置の長期継続	<p>2000年11月10日、継目無鋼管へのAD税賦課開始。</p> <p>2006年10月4日、1回目サンセット見直しで措置継続。</p> <p>2012年4月20日、2回目サンセット見直しで措置継続。</p> <p>2016年10月18日、3回目サンセット見直しで措置継続。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2007年7月1日AD税対象品目リストの関税分類がHS2007に切り替えられ、7月1日現在、16品目の鋼管がメキシコのAD税対象となっている。 2008年6月1日、政府は、中国製品953品目(関税分類番号ベース)に賦課しているアンチダンピング(AD)税を749品目については2008年中に撤廃し、残る204品目はAD税率を段階的に引き下げ、2011年12月までに撤廃するという合意書を中国と締結した。 2014年4月24日、メキシコ経済省は、中国製冷間圧延鋼板に関するADサンセットレビューを開始。 2014年6月26日、メキシコ経済省は、韓国製ポリエステル短繊維に関するADサンセットレビューでAD課税継続を決定。 2014年6月25日、メキシコ経済省は、ロシア・カザフスタン製冷間圧延鋼板に関するADサンセットレビューを開始。 2014年7月21日、メキシコ経済省は、中国製の鉄鋼製鎖(溶接リンクのもの)に関するADサンセットレビューでAD課税継続(5年間)を決定(2013年7月18日より遡及適用)。 2014年7月24日、メキシコ経済省は、中国製炭素鋼管継手に関するADサンセットレビューを開始。 2014年7月30日、メキシコ経済省は、中国製高炭素フェロマンガンに関するADサンセットレビューでAD課税継続(5年間)を決定(2013年9月26日より遡及適用)。 2015年3月25日、メキシコ経済省は、ロシア・ウクライナ製の熱間圧延鋼板、米国製のステアリン酸及び水素添加脂肪酸に関するADサンセットレビューを開始。 2015年4月15日、メキシコ経済省は、中国製のアルミニウム製調理器具に対するアンチダンピング調査を開始。 2015年5月12日、メキシコ経済省は、中国製ステンレス製台所流し台に対するアンチダンピング調査でクロの仮決定;中国製スチール及びザマック(亜鉛合金)製家具用ハンドルに対するAD調査でクロの仮決定。 	アンチダンピング措置の撤廃。	貿易法

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2015年5月15日、メキシコ経済省は、米国製の縦方向サブマージーク溶接鋼管に関するADサンセットレビューを開始。 ・2015年6月2日、メキシコ経済省は、アルゼンチン製エポキシ化大豆油に対するAD調査でクロの仮決定。 ・2015年6月9日、メキシコ経済省は、中国・フランス・ドイツ製の熱間圧延鋼に対するAD調査でクロの仮決定。 ・2015年6月10日、メキシコ経済省は、中国製の一部子供用自転車に対するアンチダンピング調査でクロの仮決定。 ・2015年6月19日、メキシコ経済省は、中国製の冷間圧延鋼板に対するアンチダンピング調査でクロの最終決定。 ・2015年8月6日、メキシコ経済省は、中国・ポルトガル・スペイン製のプレストレスト鋼線製品に対するアンチダンピング調査でクロの仮決定。 ・2015年11月6日、メキシコ経済省は、日本製の圧力配管用継目なし鋼管に関するADサンセットレビューを開始した。 ・2015年11月10日、メキシコ経済省は、中国製の鉄鋼製ぐざに関するADサンセットレビューでAD課税継続(5年間)を決定(2014年11月30日より遡及適用)。 ・2015年12月17日、メキシコ経済省は、中国・台湾製のめっき鋼板(圧延めっき鋼板・耐食性亜鉛めっき鋼板等)に対するアンチダンピング(AD)調査を開始。 ・2015年12月21日、メキシコ経済省は、中国製の子供用自転車及び中国・フランス・ドイツ製の熱間圧延平鋼製品に対するアンチダンピング調査でクロの最終決定。 ・2015年12月21日メキシコ経済省は、中国製の鋼線材及びアルミニウム製調理器具に対するアンチダンピング調査でクロの仮決定。 ・2015年12月22日メキシコ経済省は、中国製の冷間圧延鋼板に対するAD迂回防止見直しを開始。 ・2015年12月23日メキシコ経済省は、中国製のスチール及びザマック(亜鉛合金)製家具用ハンドルに対するアンチダンピング調査でクロの最終決定。 ・2016年1月28日、メキシコ経済省は、ロシア・ウクライナ製の熱間圧延鋼板に関するADサンセットレビューでクロの最終決定。 ・2016年2月12日、メキシコ経済省は、アルゼンチン製エポキシ化大豆油に対するAD調査でクロの最終決定。 ・2016年6月5日、メキシコ経済省は、中国製同軸ケーブル(RGタイプ)に対するAD見直し調査でクロの仮決定。 ・2016年7月11日、メキシコ経済省は、韓国製のフェロマンガンに対するAD調査でクロの仮決定;米国製の縦方向サブマージーク溶接鋼管(LWCSP)に関するADサンセットレビューでクロの最終決定;中国製の冷間圧延鋼板に対するAD迂回防止見直しでクロの最終決定。 ・2016年7月15日、メキシコ経済省は、米国製エポキシ化大豆油に関するADサンセットレビューを開始。 ・2016年7月29日、メキシコ経済省は、中国・台湾製のめっき鋼板(圧延めっき鋼板・耐食性亜鉛めっき鋼板等)に対するアンチダンピング(AD)調査でクロの仮決定。 ・2016年10月18日、メキシコ経済省は、インド製フェロマンガンに対するアンチダンピング(AD)調査及び日本製の圧力配管用継目なし鋼管に関するADサンセットレビューでクロの最終決定。 ・2016年10月24日、メキシコ経済省は、中国産の陶磁製タイルに対するアンチダンピング(AD)調査でクロの最終決定。 ・2016年12月7日、メキシコ経済省は、中国製の炭素鋼・合金鋼管に対するアンチダンピング(AD)調査を開始。 ・2016年12月15日、メキシコ経済省は、インド・韓国・スペイン・ウクライナ製の継目なし鋼管に対するアンチダンピング(AD)調査を開始。 ・2016年12月17日、メキシコ経済省は、中国・台湾製のめっき鋼板(圧延めっき鋼板・耐食性亜鉛めっき鋼板等)に対するアンチダンピング(AD)調査を開始。 ・2017年6月5日、メキシコ経済省は、中国・台湾製のめっき鋼板(圧延めっき鋼板・耐食性亜鉛めっき鋼板等)に対するアンチダンピング(AD)調査でクロの最終決定。 ・2018年1月15日、メキシコ経済省は、中国製の黒鉛電極に対するADサンセットレビューでシロの最終決定(AD課税撤廃)。 ・2018年3月8日、メキシコ経済省、中国製の炭素鋼・合金鋼管に対するアンチダンピング(AD)調査でクロの最終決定。 ・2018年4月4日メキシコ経済省は、インド・韓国・スペイン・ウクライナ製の継目なし鋼管に対するアンチダンピング(AD)調査でクロの最終決定。 ・2018年4月30日、トランプ米大統領、鉄鋼及びアルミニウムに関する1962年通商拡大法第232条に基づく輸入制限の暫定適用除外(7カ国・地域を除外した2018年5月1日までの関税猶予措置)を延長する大統領布告に署名;カナダ・EU・メキシコからの鉄鋼及びアルミニウム輸入につき、2018年6月1日午前0時1分まで延長;オーストラリア・アルゼンチン・ブラジルからの鉄鋼及びアルミニウム輸入につき、米国の安全保障上の脅威への満足のいく代替手段で基本合意、合意の詳細がまとまるまで恒久的に延長;韓国からの鉄鋼輸入に限り、米国の安全保障上の脅威への満足のいく代替手段として「鉄鋼関税割当」を実施することで合意(韓国からの輸入を2015年～2017年の間の平均年間輸入量の70%相当の枠に制限)。 		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2018年5月31日、トランプ米大統領は、鉄鋼及びアルミニウムに関する1962年通商拡大法第232条に基づく輸入制限を修正する大統領布告に署名；カナダ・メキシコ・EUに対する適用除外を延長せず(米東部時間6月1日午前0時1分に期限切れ)、2018年6月1日より鉄鋼に25%・アルミに10%の関税を上乗せ。</p> <p>・2019年12月27日、メキシコ経済省は、中国製のウインドタワーに対するアンチダンピング調査でクロの仮決定。</p> <p>(改善)</p> <p>・2015年10月7日、メキシコ経済省は、AD課税期間満了品目リストを公表；ブラジル・中国・チリ・ロシア製の一部製品に対するAD措置失効日及びADサンセットレビュー手続き開始要請への関心表明書の提出期限を利害関係者(輸出者、国内製造業者等)に通知。</p> <p>・2016年4月30日、メキシコ経済省は、ベネズエラ製の可撓性のあるチューブ状アルミ容器に関するADサンセットレビューでシロ決定(AD課税撤廃)。</p> <p>・2016年6月23日、メキシコ経済省は、フランス製液体ソルビトールに関するADサンセットレビューでシロ決定(AD課税撤廃)。</p> <p>・2016年4月29日、メキシコ経済省、メキシコとメルコスールとの間のラテンアメリカ統合連合(ALADI)経済補完協定(ACE)55号付属書I(通称、墨亜自動車協定)第4次改定議定書に基づく新車小型乗用車の対アルゼンチン無関税輸出企業配分枠について追加配分額を官報告示。</p> <p>・2016年12月28日、メキシコ経済省は、ラテンアメリカ統合連合(ALADI)経済補完協定(ACE)第55号付属書II(通称：メキシコ・ブラジル自動車協定)の第6次改定議定書を官報告示・即日適用。対伯自動車部品貿易における特惠関税適用条件となる原産地規則を緩和へ。品目に応じて域内原産割合(RVC)が原則35%から10~30%に引き下げられる(2019年3月18日までの時限措置)。</p>		
日鉄連 日鉄連		(4)	輸入モニタリングの煩雑	<p>・1998年9月、鉄鋼製品の輸入に対する牽制及び価格維持による国内産業保護を目指すもので、メキシコ経済省が特定輸入品の価格を特別監視。輸入者は輸入価格を経済省に申請し、指定の検査会社が船積前に書類・現品確認等を行い経済省に報告し、I/Lが発給される。事前承認の検査コスト、煩雑な手続きを嫌がる輸入者も多い。廃止を求める声強いが当面継続の様相。</p> <p>・2013年12月5日、経済省が「経済省が定める貿易に関する一般規則と基準」を改定する省令を官報告示し、対象の鉄鋼製品113品目を輸入する場合、経済省に事前通知を義務付け。通知の際には、ミルシート(鋼材検査証明書)を添付する必要があるため、通関手続き遅延が懸念される。また、通知の際の手続き等において不明確な部分が存在している。</p> <p>2015年9月29日、対象品目を新たに25品目(熱延鋼板、表面処理鋼板、形鋼、線、線材、鋼管、撚り線など)追加する旨、官報告示。</p> <p>2016年4月13日、対象品目を新たに8品目(鋼管)追加する旨、官報告示。</p> <p>2017年12月28日、対象品目を新たに31品目(表面処理鋼板、合金鋼線材、鋼管)追加する一方、12品目の鋼管を対象から除外する旨、官報告示。</p>	<p>輸入モニタリング制度の撤廃ないし手続きの簡素化。</p> <p>事前通知手続きの明確化。</p>	<p>経済省が定める貿易に関する一般規則と基準</p> <p>・2013年12月5日官報告示の経済省発表の合意</p> <p>・経済省が定める貿易に関する一般規則と基準(経済省貿易細則)</p> <p>・経済省が定める貿易に関する一般規則と基準(経済省貿易細則)の改正</p>
自動部品 JTA		(5)	輸出入手続の煩雑さ	<p>・原材料、製造設備等の輸入に関わる事務処理が煩雑。通関に加え、付随する様々な書類の準備も必要で、社内対応困難なものは外部業者への委託が必要となり、結果コストもかさむ。またIMMEX関係で申請にミスがあった際、業者がオンラインで申請内容を確認できないため発見が遅れ大きな問題となるなど、運用面でも少なからず問題点があるように思われる。</p> <p>・輸入する製商品に個別識別が可能なユニークナンバーが記載されている場合、COVE(通関申告書)への記載が義務付けられているが、日本側、メキシコ側の事務負担が煩雑で負荷が高い。メキシコ当局側へは製商品識別が可能な製品コードの記載申告で十分なはずであり、個別のユニーク番号の記載申告は行き過ぎではないか？</p>	<p>・制度の撤廃ないし手続の簡素化。</p> <p>・輸入再販した製商品のトレーサビリティを確保するのは品質保証を目的として製造者側の責任で行うべきである。</p>	<p>・Foreign trade rule of Ministry of Economy Annex2.2.1</p> <p>・メキシコ関税法(Ley Aduanera)36A条</p> <p>・メキシコ関税法規則 第1条第6項第23号</p> <p>・輸入関税法(Seccion I Pedimento)第67条</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			・鉄鋼製品輸入時に都度、経済産業省による輸入許可の取得が必要だが、微小な文言の不一致(空白がない、句読点がない等)や書類の解像度の違い等で、すぐに差し戻しされ、数日間浪費される事。	・一度過去に取得した許可は一定期間許可取得を不要とするような包括許可設定。	・2014年5月27日通達 T0130/2014 COVE への個別識別番号への記載について
	日機輸	(6)	NAFTA 見直し及び関税策による製品販売減の恐れ	<p>・NAFTA の再検討及び関税策により、三カ国間の貿易が影響を受けるとともに、カナダ・メキシコにおける製造メーカーの投資減少に起因する機材販売の低迷を招来。</p> <p>(参考)</p> <p>・USTR、トランプ米政権の「NAFTA 再交渉の目的」を公表。再交渉初会合は2017年8月16日～20日にワシントン D.C.で開催予定。</p> <p>(対応)</p> <p>・2018年9月30日、米国、カナダ、メキシコ、北米自由貿易協定(NAFTA)に代わる新たな三カ国間貿易協定「米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)」で合意。早ければ、2015年TPA法「超党派議会貿易優先事項・説明責任法(大統領貿易促進権限)」のスケジュールに基づき米大統領の署名が可能となる2018年11月29日又はその直後に署名の見込み。 (http://www.jmcti.org/trade/bull/trade/alert/arti/2018_10/031018_United_States_Canada_and_Mexico_Announce.htm)</p> <p>・米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)が2020年7月1日に発効した。メキシコ政府は6月29日付官報において、USMCAを北米自由貿易協定(NAFTA)に代えて発効させ、協定本体と6本のサイドレター、2019年12月10日に署名されたUSMCA改定議定書と米国との間の2本の合意文書を公布する目的の政令を出した。 ー新設:連邦産業財産権保護法、品質インフラ法(基準認証に関する新法) ー改定:連邦刑法と連邦著作権法</p>	・関税の適正化。	・NAFTA 再交渉
	日機輸	(7)	EPA 原産地証明	<p>・日墨 EPA にて定義されている税制恩典品目リストは、HS2002 で作成されている為、日本輸出時の原産地証明書は HS2002 に基づき作成されているが、HS2012 によりコード変更になった品目を輸入する際、メキシコ側税関の通関システムが HS2012 に変更済みの為、原産地証明書に記載の HS2002 コードが該当なしとして、免税が受け入れられなかった為、税関に日本側の条文コピーと共に陳情したところ「今後は考慮する」との回答を口頭でもらったものの、書面での確認は無く、メキシコ側の条文変更には至っていない。(陳情以降、該当商品の輸入無い為、同回答の有効性は不明)</p> <p>具体例: ビデオモニター HS2002 85.28.21 (日本原産地証明書) HS2012 85.28.59 (メキシコ税関登録)</p>	・日墨 EPA の定義に基づき、「HS2002 での原産地証明書も有効」との文言をメキシコ側条文に明確に追記して頂きたい。	・日墨 EPA 条文 Annex 1
	日鉄連	(8)	PITEX 制度の一部変更	<p>・2000年11月より NAFTA 域内での完結取引とそれ以外を差別化させる目的で、NAFTA 域外からの資材・構成部品輸入で NAFTA 域内に最終製品が輸出される場合に輸入関税を賦課。 一時輸入期間は最大150日で最終製品の輸出後60日以内に製品の輸出関税と資材等の輸入関税の差額支払が義務付けられる。付加価値税(IVA)は賦課されない。</p>		・IMMEX 政令(Decreto para el Fomento de la Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportacion = 輸出向け製造・マキラドール・サービス産業の振興のための政令/2006年11月1日付連邦官報公布、同年同月13日施行)

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <p>・経済省は2006年11月1日付官報で、目的や恩典が類似している「マキラドーラ制度」と「輸出のための一時輸入措置(PITEX)」を1本化し、制度利用企業のコスト負担を軽減する新しいマキラドーラ政令を公示した。新制度「製造業、マキラドーラおよび輸出サービス業振興政令(IMMEX)」が11月13日から発効。従来のマキラドーラ(輸出を条件とした保税委託加工)制度とPITEX(輸出のための一時輸入措置)を統合してIMMEX(輸出向け製造・マキラドーラ・サービス業振興プログラム)となり、手続きの簡素化が図られた。</p>		
	日機輸	(9)	国産品の価格競争力低下	<p>・メキシコ、NAFTAの地域との間でFTAを締結している国と比べて関税面での障壁があり、日本製品の価格競争力上不利になっている。</p> <p>(参考)</p> <p>・2017年5月18日、USTRは、トランプ米大統領のNAFTA(北米自由貿易協定)再交渉の意向を議会に正式通知。NAFTA近代化に関するメキシコ及びカナダとの交渉を2017年8月16日以降に開始する可能性。</p> <p>・2017年8月16日～20日、NAFTA再交渉第1回会合(於ワシントンDC)において、年内の決着を目指し、包括的な再交渉のプロセスを加速することで米加墨3カ国が合意。</p> <p>・2017年9月1日～5日、NAFTA再交渉第2回会合(於メキシコ)において、「原産地規則」では具体的提案なし。</p> <p>・2017年9月23日～27日、NAFTA再交渉第3回会合(於オタワ)において、中小企業章の交渉が終了、競争政策や通信、電子商取引等の分野でも前進したが、「原産地規則」の強化をはじめ、重要分野をめぐる協議は難航、合意は先送りへ。</p> <p>・2017年10月11日～17日、NAFTA再交渉第4回会合(於ワシントン)において、米国は自動車貿易で関税をかけない条件として3カ国から部材を85%以上調達したうえで、米国製部材を50%以上使うよう求める「原産地規則」の見直しを主張;年内妥結断念、2018年1～3月に先送り。</p> <p>・2018年1月23～29日、NAFTA(北米自由貿易協定)再交渉第6回会合開催(於:カナダ・モントリオール);交渉当事国間の対立の少ない「近代化」に関する分野では合意間近に;対立の多い問題では自動車の原産地規則等で議論に踏み込むも依然隔たり;米国の一方的なNAFTAの離脱可能性は当面遠のくも、再交渉は長期化の様相。メキシコ大統領選(2018年7月)あるいは米議会中間選挙(2018年11月)の後か、さらには2019年以降まで延長される公算大。</p> <p>・2018年8月27日、NAFTA(北米自由貿易協定)再交渉、米国とメキシコの二国間で仮の原則合意。</p> <p>・2018年9月30日、米国、カナダ、メキシコ、北米自由貿易協定(NAFTA)に代わる新たな三カ国間貿易協定「米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)」で合意;早ければ、2015年TPA法「超党派議会貿易優先事項・説明責任法(大統領貿易促進権限)」のスケジュールに基づき米大統領の署名が可能となる2018年11月29日又はその直後に署名の見込み。</p> <p>・2020年7月1日、USMCAが発効した。メキシコ政府は6月29日付官報において、USMCAを北米自由貿易協定(NAFTA)に代えて発効させ、協定本体と6本のサイドレター、2019年12月10日に署名されたUSMCA改定議定書と米国との間の2本の合意文書を公布する目的の政令を出した。</p> <p>(対応)</p> <p>・2017年1月23日、トランプ米大統領はTPP署名国からの離脱とTPP交渉からの永久離脱に関する大統領覚書に署名。</p> <p>・2017年1月23日、トランプ米大統領、USTRに対し米国のTPP離脱を指示。今後の通商政策は二国間(バイ)交渉に方針転換。</p> <p>・2018年12月30日、CPTPP(TPP11)発効へ;2018年10月31日、オーストラリア政府が「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定:CPTPP」(TPP11協定)を批准(メキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・豪州の6カ国が国内手続を完了し、協定の寄託国ニュージーランドに通報したことにより効力発生要件満たす);協定発効日に初回関税引き下げを開始。 (https://www.jmcti.org/trade/bull/trade/alert/arti/2018_10/311018_Australia_Ratifies_CPTPP.htm)</p> <p>・2018年12月30日、発効(墨・日・星・NZ・加・豪)。</p> <p>・2019年1月14日、発効(越)。</p>	<p>・TPP等の包括的なFTA締結や、関税の完全撤廃の早期実現をお願いしたい。</p>	<p>・TPP</p>
	日鉄連	(10)	アンチダンピング措置の濫用	<p>・2017年11月14日、日本・イタリア製の厚板に対するアンチダンピング調査を開始。</p>	<p>・日本に対する調査の停止。</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	自動部品	(11)	煩雑な輸入プロセス	・輸入時に税関もしくは通関業者に提出しないといけない書類が多く工数がかかる。また追加で提出を求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。	・簡潔な輸入制度の整備。		
	日機輸	(12)	税関が構築しているデータベースの管理が煩雑	・全ての輸出入通関申告書が税関によりデータベース化され管理されているが、それと同じデータベースを自社で構築、保持する事が義務付けられているが、税関のデータベースが当社申告、承認済みの通関申告書と異なる。(税関によるデータベースが正しく構築されていない。)	・正確なデータベースの構築。	・Customs Law Article 6 ・IMMEX Decree ・Customs Law Article 162 ・Tax Federal code Article 67	
	日機輸	(13)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	<p>・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause:投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</p> <p>(対応)</p> <p>・2016年2月に12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の関係がTPP早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定:CPTPP)を大筋合意した。2018年3月8日には、我が国を含めて11か国の関係がチリのサンティアゴで開催されたTPP11署名式において署名を行った。新協定では、凍結項目にISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)が含まれた。</p> <p>【TPP 11】</p> <p>第二条特定の規定の適用の停止(凍結)締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。</p> <p>・2018年7月20日現在、我が国を含む3カ国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報済み。</p> <p>日本政府は、2018年7月6日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の国内手続の完了について、本6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。</p> <p>・2018年12月30日、発効(墨・日・星・NZ・加・豪)。</p> <p>・2019年1月14日、発効(越)。</p>	・ISDS条項に対する再検討。	・TPP協定の暫定案文	
12	為替管理		(1)	大幅な為替変動	<p>・2013年の会社設立以降、対USドル・円ともペソ安が大幅に進み、USドル・円建て輸入のペソ価格の上昇、債務の為替評価損計上等、会社の収益の大きな攪乱要因となっている。輸出の対米依存度が強く、米国の動向に左右される部分が多いのは理解できるが、一企業での為替リスクヘッジにも限界があるため、メキシコ政府には為替安定化のための施策を推進してもらいたい。</p> <p>・為替による購入コスト上昇による、価格競争力の低下。</p> <p>・親会社からのUSドル・円建借入が多い弊社では、為替変動により債権債務の評価損益が大きく計上され、損益計算の攪乱要因となっている。税務上やPTU計算上はこの評価損益を除外するといった改正案の検討をお願いしたい。</p> <p>・メキシコの外貨獲得手段が原油に依存しているため、鉱物資源の市場価格に応じて自国通貨(メキシコペソ)の変動が著しい。政府として、メキシコ自国通貨の安定化を図る対策も特に取られておらず、適正な為替レートの子測が難しい。</p>	<p>・為替の安定化。</p> <p>・為替安定化。</p> <p>・政府主導による為替対策の撤廃。</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13金融	JEITA 日機輸	(1)	外国送金規制	・現地法人の輸入代金に関して、海外向け支払時に中央銀行への報告が新たに義務付けられた(14年1月より)。	・中央銀行への報告義務の撤廃。	
	自動部品	(2)	銀行のサービス品質	・ローカルバンクのサービス品質があまりにも低レベルアップが不可欠。(日本の常識では信じられないことが起きる)下記の対応に相当の工数を費やしている。 ー銀行側のシステムの不具合により、システムに入れないことがある、またシステムに入っても決済ができないことがある。(システム不具合により給与支払いが納期通りできないことあり) ーシステム不具合により、パスワードがリセットされ、トークン再発行ーアップロードした支払い明細を承認した後にエラー。 ー一度送金承認をしただけだが、二重送金されていた。(銀行に問い合わせをしたが、システムは問題無かったとの一点張り) ー駐在員の銀行口座の残高があるのにも関わらず、通知無しの口座取り消し。	・外部団体による銀行システム監査。(他国レベルの水準へのレベルアップ)(弊社事例は Banorte Bank であるが、他行もほぼ同様との情報)	
14税制	日機輸	(1)	曖昧な付加価値税の免除措置	・付加価値税の免除措置における条件が曖昧。さらにその説明を受けるための窓口が不明であり、結果として法律事務所に頼らざるを得ないことから多額のコンサルティングにかかる。	・改定 IMMEX の詳細がわかる資料の作成と配賦。 ・相談窓口の設置。	・「輸出に関連する製造業・マキラドロー・サービス産業振興のための政令(IMMEX 政令)」の改定政令(2010年12月24日官報公布) ・IMMEX 政令
				(参考) ・2016年1月6日、メキシコ経済省は、「輸出向け製造・マキラドロー・サービス業振興プログラム(IMMEX)政令」の改正政令を公布。2008年5月、2010年12月と2回改正されているが、今回は2010年12月以来の大幅改正(内容は以下のとおり)。 ①一時輸入滞留期間の統一 ②センシティブ品目の追加 ③センシティブ品目取り扱い要件の変更 ④IMMEX 登録要件の追加 ⑤委託製造(サブマキラ)オペレーション要件の追加 ⑥プログラム登録取り消し要件の明確化と追加 ⑦他の法規との整合性の確保		
	自動部品	(2)	付加価値税の還付手続の煩雑・遅延	・付加価値税(IVA)の還付手続が煩雑。また以前よりは改善されたように思われるが、還付申請から実際の還付までのリードタイムが長く、キャッシュフローを圧迫する一因となっている。	・還付手続の簡素化、還付期限の遵守。	・IVA TAX LAW ・IVA 法 28 条 A 他
	日機輸	(3)	消費税の還付の遅延	・2016年に消費税の還付を実現したが、法律で定められている手続きに則っていても、規定されている40日営業日以内に還付が実現されず、資金繰りに窮した。法に定められた手順を遵守して頂かないと、投資と回収の目処が経たない。	・国税庁の法遵守。	・IVA 法 28 条 A 他
日機輸	(4)	法人税におけるインフレ調整	・法人税算定において貨幣性資産・負債にインフレ調整がなされ、資産負債の差額が負債超過の場合にはインフレ調整益として課税所得に加算される。在庫や固定資産を借入金で賄っている場合、インフレ調整益となり、課税所得に加算される結果、PTU(労働者分配金)を加えた実効税率37%を超える税負担率となる。つまり、借入見合いで棚卸資産、固定資産を有していると、一定額の税金を納付しなければならない。	・会計と同ルール(3年累計26%超で適用)の導入を希望する。		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(5)	法人税算定における為替差損益	・法人税はペソをベースに算定されるが、USD等の外貨借入がある場合、ペソ安の場合には為替差損を認識する。一方、ペソ高の場合には為替差益を認識することになり、上記インフレ調整益と合わせて大きな税金負担となる。	・ドルベースでの税務申告を希望する。		
	自動部品 日機輸	(6)	移転価格税制の不透明・恣意的適用	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するようなTPの設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・Article 86 and 216, Mexican Income Tax Law	
	日機輸	(7)	税制度の不十分	・税率、繰欠の有効期限、減価償却の柔軟性等において米国新税制に劣る。米国税制改正による投資先としての相対的魅力低下。	・税制の再整備。(他国が干渉するようなissueではないですが)		
16	雇用	自動部品 日機輸	(1)	就労ビザ取得・更新 新し手の煩雑・遅延	・駐在員の就業ビザ取得に時間がかかる。	・就労ビザ取得に要する時間を短縮して欲しい。	・移住法 ・査証制度の運用
				(対応) ・業務でのメキシコ入国には簡易VISA(180日、262pesos)が必要である。米国への入国は国境から75マイルは簡易VISA、それ以上は正式なVISAが必要となっている。 (改善) ・2012年9月28日、移住法施行規則が公布され、施行規則156条に「3歳以下を除き、最長4年の範囲で複数年有効の滞在許可証を発行する」と規定されたが、滞在許可カード自体は毎年更新する必要がある模様。(2012年10月26日付JETRO『通商弘報』)			
	自動部品 日機輸	(2)	前近代的な労働者利益分配金制度(PTU)	・会社の利益の10%を全従業員(役員除く)で、労働日数と所得額に応じて分配することが決められている。実績や能力による査定はなく、会社に在籍してさえいれば受け取る権利が発生する。 (現時点でPTUそのものの撤廃、改正の動きはないが、PTUに関連した動向としては、17年2月の憲法123条改正を受け、1年内に改正が必要な労働法において人材派遣業、雇用アウトソーシング行の合法要件が緩和される可能性はある。) ・労働法により税引前利益の10%を従業員に分配することが決められている。会社に在籍さえしていれば受け取る権利が発生する。 ・従業員に会社の利益を一律に分配することを要求するPTU制度は一般的なもののとは言えず廃止して欲しい。 ・労働法により、税引前利益の10%が当該年度に在籍した従業員に分配されることが決められている。結果として、従業員の評価に関わらず、在籍日数及び賃金レベルでの追加報酬が支払われる仕組み。 2012年進出時に確認した際、サービス会社を通じて雇用することにより、本体従業員を極小化し、PTUを管理することは法的にNGであるとの弁護士の見解がありサービス会社は設立せず実施、その見解は未だ生きているが、企業によっては別の解釈により、サービス会社を設立し、PTUをコントロールしているとの話もある。あいまいな法律であるのであれば、明確にするか、廃止して他の明確な法律を策定してほしい。	・報酬分配金の制度の撤廃。それが不可なら競争原理に基づいた改正。 ・報酬分配金の制度の撤廃。 ・PTU制度を廃止して欲しい。 ・PTU制度廃止もしくは、見解の統一できる制度への変更。	・PTU制度 ・労働法 ・メキシコ憲法第123条「労働基本権」の第IX項 具体的な内容は労働法第117～131条	
	JPETA 自動部品 日機輸 自動部品						

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	フル工 自動部品 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 雇用面では、従業員の業務評価・能力に関わらず、企業利益の一部を従業員に均等に配分するPTU制度(利益分配法)が残存、従業員への適正な評価ボーナス制度の構築が難しい。またPTUにより、公平な雇用環境も損なわれ、支障をきたしている。 メキシコでは課税所得(法人税上の税引前利益)に10%を乗じた額を労働者に分配するという制度がある。利益が出た年は多額のボーナスが従業員の手に渡ることになり、適正な人事政策が取れない。また投資の回収を株主に還元する、再投資するという基本的な資本主義の政策が成り立たない。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府主導によるPTU制度の撤廃。 PTU制度の廃止。 		
	日機輸	(3)	有期雇用の可否	有期雇用は、季節性・臨時性のある仕事のみ認められている。	柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。		
	自動部品	(4)	人材確保の困難	離職率が高い。またグアナフアト州は日系企業の進出ラッシュが続き、現業ワーカー、エンジニア、事務スタッフ、日本語通訳といった人材確保がますます困難になって来ている。			
	自動部品	(5)	駐在員在住許可証の取得、更新の遅延	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員の在住許可証の取得、更新に非常に時間がかかる。 更新申請期間中の海外渡航に都度特別な申請が必要となる。(期限切れ30日前からしか申請を受け付けられないにも関わらず、出入国管理局は申請受付から30日以内に発行できない) 	ルールに基づいた正しい運用。		
	自動部品	(6)	183日未満の短期滞在者免税	国境を越えたビジネスの進展に伴い、人の移動もボーダーレスなものとなっている。その中で、183日以上1年未満の海外滞在が年々増えてきており、所得税の2重課税問題が頻発している。	183日という基準の見直しを図るよう世界各国に働きかけていただきたい。		
	自動部品	(7)	社会保障協定の未締結	社会保障協定の協定未締結国においては、海外駐在員は現地の社会保険に加入をしており、二重負担となっている。	協定締結の交渉を進め頂きたい。		
17	知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	知的財産権利化のデータベース整備の不十分	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産の権利化・権利活用ニーズが高まる新興国において、裁判・訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 	先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	独自認証制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 国際標準の受け入れを行わず、独自認証制度の導入を進めている。ACアダプタなどの外部電源におけるエネルギー効率に関しては、メキシコ国内での認証取得を要求している。ACアダプタ等の世界中に供給する必要のある部品において独自の認証取得を課せられるということは、特別な対応を必要とする為、部材のコストアップや、導入の遅れにつながることを懸念している。 	認証要求の撤回をお願いしたい。	Mexican Official Standard PROY-NOM-029-ENER-2017: Energy efficiency of external power supplies. Limits, test methods and marking
23	諸制度・慣行・非効率な行政手続	自動部品 日機輸	(1)	行政手続きの遅延	<ul style="list-style-type: none"> 法人の代表者を登録するのに行なう Poder Notarial という手続きなどを含め、行政手続き一般に時間がかかる。 	行政手続きに要する時間を短縮して欲しい。	行政手続き一般

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日化協 日機輸	(2)	農薬、殺虫剤の許認可取得手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> メキシコでは通常農薬登録申請から9か月程度で農薬登録が認可されるが、製品によっては申請2年が経過した現在も認可されていない。審査完了予定時期についてアナウンスもないため、具体的な販売が想定できない。他社も同様の状況である。 農薬登録、家庭用殺虫剤登録に関わる許認可は、通常申請から登録まで9ヶ月を要するが、場合によっては特段の理由なくして2年以上を要することがある。審査完了予定についてのアナウンスもないため、販売準備活動に適時に取り掛かれない。他社も同様であり、業界全体が抱える問題の一つである。 	<ul style="list-style-type: none"> 当局による審査スピードを改善するとともに審査完了時期の目安を知らせてほしい。 当局による審査スピードを改善するとともに、審査完了時期の目安を教えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> NOM-045-SSA-1993 “Pesticides, Products for Agricultural, Forest, Livestock, Garden, Urban and Industrial Use” 	
	自動部品	(3)	行政機関での情報共有不足	<ul style="list-style-type: none"> メキシコ経済省、国税庁(SAT)、その他の行政機関に要求される資料を都度提出しているが、内容的に重複しているところも多い印象がある。共通の情報は行政内でデータベース化するなど、効率化を求めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関での情報共有。 		
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	新施行法律(CFDI 3.3)への対応の困難	<ul style="list-style-type: none"> 請求書発行時に1商品に対して、当地国税局の定める特定の1コードを併記する新施行法律(CFDI 3.3)が施行されたが、コードは5万以上からなり、かつ専門家でなくては判別できない内容が多く、多品番を取り扱う会社にとっては現実的ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 国税局のコードをHs Codeに紐つけ、容易に併記できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> Resolucion Miscelanea Fiscal 2.7.1.22
26	その他	日機輸	(1)	交通・物流インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> メキシコの鉄道輸送サービスはFMX(フェロメックス)・KCSM(カンザスシティ)の2社寡占。その寡占状態による物流品質の低さと、低速度運行・断続的な停止時に発生する盗難被害の多発が問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> FMX/KSCM 両社寡占状態の改善・監視、並びに盗難(治安)対策。盗難対策は、特にバヒオ地区⇒Veracruz・Lazaro Cardenas・米国との国境。 	
	自動部品 日機輸 日機輸	(2)	港湾の混雑	<ul style="list-style-type: none"> マンザニョ港は取引量も多く、ピークシーズン時は荷降ろしもままならない。 自動車産業の輸出を支える港湾として、メキシコ湾側のベラクルス港があるが(輸出車両の6割が同港から輸出)、メキシコにおける完成車生産量が増加する中、同港の輸出入車両用保管ターミナル・自動車専用船が寄港する岸壁キャパシティの不足が懸念されている。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> マンサニョ港湾管理公社はコンテナターミナル拡張と新港建設を計画。現在の港北側を拡張した新コンテナターミナル(TEC2)は、第1フェーズとして、2013年8月に営業を開始、フェーズ2は2017年までに完成する計画、フェーズ3は2020年とし、最終的には年間150万TEUまで処理可能となる見通し。しかし、現存のターミナルと合わせても港全体では年間350万TEUにとどまり、10年後の2020年前半には再び飽和状態となるため、同公社としては、新港の建設も視野に入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾設備の拡張を進めるなどして、混雑を緩和して欲しい。 同港の新港開発中、並びに運用開始後両方における、十分な完成車保管ターミナル・専用船寄港岸壁インフラキャパシティの提供。 		
	日機輸 自動部品	(3)	治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> 輸出コンテナの鉄道輸送盗難は、警察・軍の監視強化により2017年は激減したが、輸出入コンテナ・国内配送トラックの強盗事件は全国的に増加傾向にあり、輸送セキュリティ強化の為のコスト負担が増加している。 グアナフアト州は比較的治安は良いと言われていたが、日系人強盗殺人事件、白昼の銃撃事件等、徐々に治安悪化の兆候も見られる。自分の身は自分で守る努力も当然しているが、治安当局にもより一層の警備強化、検挙率向上に努めてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道輸送警備の継続と、幹線道路高リスク区間の連邦・州・市警察による監視の強化。 警備強化、検挙率向上。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォックス政権は、各州と地方自治体の公安に関する努力を統合、結集するため、公安省 (Department of Public Safety) を創設した。また、連邦司法警察の新たな拠点として、連邦調査機関 (Federal Investigation Agency) を創設する計画を発表した。また、15 の優先安全地域を指定して警官隊を増設した。さらに、汚職撲滅のための国家プログラムを実施した。 ・2007年5月、日墨 EPA に基づくビジネス環境整備委員会において、日本側からメキシコに対して治安の改善提案が継続して提起されている。 ・2006年に発足したカルデロン政権は治安対策に力を入れ、国内の麻薬組織の拠点である都市を中心に、治安部隊による麻薬組織制圧に着手し、取締りを強化しているが、これらの地域では、麻薬組織側が取締りへの報復として多数の治安関係者を殺害し、また麻薬組織間の抗争もあり、市民生活に大きな影響が出ている。また、北部周辺都市でも、日本人の被害についても確認されている。 ・2008年9月からの日墨 EPA 再協議により、双方の市場アクセスを拡大することなどについて 2011年2月に実質合意に達し。これを踏まえた改正議定書が 2012年4月に発効。 ・2012年7月の大統領選挙では、制度的革命党 (PRI) のペニャ・ニエト候補 (前メキシコ州知事) が勝利し、PRI が 12年振りに政権奪還。ペニャ・ニエト政権は、政策の5本柱として、(1) 平和な国家の達成、(2) 包摂国家の達成、(3) 全国民が質の高い教育を享受する国家の達成、(4) 繁栄する国家の達成、(5) 地球規模の責任ある役割を果たす国家の達成を掲げ、その就任直後から、エネルギー改革、財政改革、通信改革、教育改革、政治・選挙制度改革及び労働改革に着手し、各種憲法改正や関連法案等を成立させ、着実に構造改革を進展させている。 ・2018年7月1日、メキシコ大統領選で新興左派のロペスオブラドール氏が圧勝、2018年12月1日に大統領に就任する (任期は 2024年9月末までの5年10カ月)。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ市国際空港での治安対策の強化が図られている。 		
	日機輸	(4)	道路輸送の高コスト、輸送・安全品質の低さ	<ul style="list-style-type: none"> ・メキシコの内陸輸送は、米国の 1.3 倍と言われる国内輸送コストの高止まりと、一方で低い輸送品質・安全品質が指摘される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路輸送サービスの改善。 ・前者については外資規制の緩和による改善。 ・後者についてはドライバーへの労働基準管理、速度や過積載への取締り管理強化が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資規制: 道路・橋梁・自動車交通法 (Ley de Caminos, Puentes y Autotransporte Federal) 第 6,8,9,11 条

※經由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。